

【論文】

鳥根県の子育て世帯に必要な支援についての考察 —フードバンク利用世帯へのアンケート調査より—

佐藤桃子*¹・瀬戸和希*²・黒岩大史*²・加川充浩*¹・和氣 玲*¹・
足立孝子*¹・関 耕平*³・藤本晴久*³・宮本恭子*³

(*1 鳥根大学人間科学部)

(*2 鳥根大学数理・データサイエンス教育研究センター)

(*3 鳥根大学法文学部)

摘 要

本研究では、鳥根県におけるフードバンク利用世帯を対象に行ったアンケート調査をもとに、コロナ禍を経て困窮している子育て世帯がどのような困難を抱え、どのような支援を必要としているかを明らかにすることを目的としている。また、子育て世帯の困窮に対して具体的にどんな支援やサービスを提供することが可能か、支援方策を検討した。

調査結果から、回答者は家計負担のこと、仕事が不安定であること、仕事と子育ての両立が困難であること等、複合的な生活課題を抱えており、精神的負担や孤独を感じていることが明らかとなった。特に、中学生以上の子どもを持つ家庭では学校や教育にかかる費用の負担感が大きく、学習支援のニーズも高い。求められる支援としては、経済的な負担の軽減策と同時に、子ども食堂など子育て世帯と地域の関係づくりをサポートする、ソフト面でのサービス拡充がある。

キーワード：子どもの貧困、生活困窮者、子育て支援、ひとり親世帯、子ども食堂

はじめに

子どもの貧困が社会問題として取り上げられるようになって既に10年以上が経過した。2012年に厚生労働省が発表した日本の子どもの相対的貧困率は16.3%であり、子どもたちのうち6人に1人は貧困であるという数字は非常にショッキングなものであった。同時に、政策のなかで子どもの貧困対策は重要課題になり、各自治体での取り組みも推進された。

2014年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」(以下、子どもの貧困対策法)および「子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月閣議決定)」に基づき、現在すべての都道府県で子どもの貧困対策計画が策定され、各市町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務として課されている。子育て世帯の様相、子どもの貧困の形は各地域において異なるため、それぞれの地域の状況やニーズに合わせた政策が求められている。たとえば、子どもの相対的貧困率が29.9%と深刻な状況にある沖縄県では、全国に先駆け

て2015年に県独自の「子ども調査」が実施され、地域の実情を明らかにするとともに「沖縄子供の貧困緊急対策事業」が行われるなど、地域の特徴に合った対策が模索されている。

本稿では、鳥根県の就学援助対象世帯の支援団体を通じて行ったアンケート調査をもとに、現状として子育て世帯がどのような困難を抱え、どのような支援を必要としているか、コロナ禍の影響も含めて分析を行い明らかにする。また本稿は、困窮している子育て世帯に対して具体的にどんな支援を提供することが可能か、支援方策を検討することを目的としている。

I 子育て世帯の貧困問題とコロナ禍の影響

1. 子育て世帯の貧困

子どもの貧困対策法が2014年に施行され、政府は毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならないことに加え、全国の自治体で子どもの生活実態調査を実施することが定められた。それを受けて、2016年以降各都道府県で大規模な子どもの生活実態調査が行われ、子どもの貧困という問題には経済的な困窮だけでなく、困窮世帯ほど子どもの学力や健康面、社会的なつながりが奪われるリスクが含まれていること等が明らかになってきた。内閣府がまとめた子どもの貧困の状況を見ると、全国の子どもがいる世帯の16.9%に直近1年間で「食糧が買えない経験」があり、ひとり親世帯ではそれが34.9%になることが明らかになっている^(*)。データ数が10万件に及ぶ大阪府の調査からは、困窮度が高まるほど親の雇用形態は正規雇用の割合が低くなり、子どもたちは塾や習い事・家族旅行などの経験や家族以外の大人や友達とのつながりが少なくなること、また困窮世帯ほど子どもの医療サービスへのアクセスが抑制されていることなどが明確に示されている(山野 2018, 阿部ら 2021)。この傾向は他の自治体の調査でも同じように見られ、困窮世帯ほど子どもの心身の健康に影響が及んでいること、ひとり親の割合が高くなること、経験やつながりが奪われてしまうことなどは、子どもの貧困に共通する特徴的な問題であるといえる。

一方で子どもの貧困という問題が、「かわいそうな子ども」という側面にのみ注目されがちで、その背後にある女性の貧困や子育て世帯が置かれている状況が見えづらくされ、社会全体の貧困問題が矮小化されるのではないかという懸念も示されてきた(岩田 2017)。子どもの貧困という問題においては子どもの養育と親の貧困という全体的な視点が必要であり、子どもの養育によって困窮に陥る社会の構造に目が向けられなければならない。日本社会では現在児童手当や児童扶養手当など子育て世帯への所得の再分配が不十分であること、それによって子どもたちの教育格差と貧困問題が解消されず、少子化の問題にもつながっていることを、末富・桜井(2021)は「子育て罰」という言葉で指摘している。子どもの貧困対策を検討する際に必要なのは、子育て世帯全体が経済的に不利な状況に置かれていることにまず目を向けることであるとと言える。

2. 子育て世帯へのコロナ禍の影響

2020年2月から急速に全世界で拡大した新型コロナウイルスは、こうした社会構造の中で特に弱い立場に置かれている子育て世帯の状況をさらに悪化させた。コロナ禍により失業や減収

などの直接的な打撃を受けたのは、非正規雇用で働く労働者であり、非正規労働になりやすいワーキングマザーは代表的なリスクグループであった。

民間企業の社員を対象に2020年5月と8月の就業状況を調査した周(2020)の研究によると、女性、非正規労働者、低収入層において特に失業者と休業者の割合が高く、2020年7月の段階で月収が3割以上減収した雇用者の割合は、非正規と低収入層の約6人に1人にのぼる。さらに、保育園や学校の休校や時間短縮が女性の休業や離職を促したことが明らかにされている。子育てをしている母親はもともと非正規労働に就きやすく、保育所や学校の休園・休校によって離職や休業につながり、生活困窮に陥りやすい(菘輪 2021)。コロナ禍のような災害時だからこそ、ワーキングマザーの困窮という日本社会にもともとある構造的問題が顕著に表出している。また、住居確保給付金や緊急小口資金などの新型コロナ関連の生活支援施策について、支援のターゲットになり得る層であるにも拘わらず特に女性、高齢者、非世帯主の申請率が顕著に低いことも明らかにされた。申請主義であることが障壁となっており、本来は支援が必要な人に利用できる制度が届いていない可能性があることが指摘されている(周 2020)。

また感染症拡大によって、子育て支援拠点などの地域の子育てサービスにつながることができず、もともと孤立しやすい子育て家庭がさらに孤立することになったことも分かっている(奥山 2021)。このように、産前産後から就学期を含め、子育て世帯全体がコロナ禍により大きな影響を受けた。そのなかでも、低所得で働きながら子育てをするワーキングマザーの世帯は、これまで以上に困窮リスクが高まり、非常に厳しい状況に置かれていることは間違いない。

NPO法人キッズドアを運営する渡辺(2020)は、コロナ禍でキッズドアの支援を利用したひとり親世帯や困窮世帯を対象にアンケート調査を実施し、コロナ禍による減収や学校の休校などの影響を受けた世帯を「コロナ災害の被災者」として、見えづらい被災の状況があることを指摘している。コロナ禍の緊急事態宣言を受けて、同法人は生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税の世帯などを対象に家庭学習応援パックの無償配布や、「子ども宅食」という食糧品配布を通して緊急支援を行った。家庭学習応援パックの利用者4,712世帯のうち、ひとり親世帯は73.4%にのぼり、子どもが4人以上いる世帯は11.6%であった。また、全体の7割に家庭の収入の減収がみられた。減収の理由のうちもっとも多いのは、コロナによる直接的な仕事への被害ではなく「子どもの休校・休園で仕事に影響があったから(52%)」である(渡辺 2020:60)。また、コロナ禍が長引くにつれ、家計が急変した家庭の子どもたちが受験のための勉強を続けられなくなるという事態に直面し、同法人では受験勉強サポート奨学金というプロジェクトが始まった。これらの事業の利用者アンケートの様子からも、ひとり親世帯や困窮子育て世帯の想像以上に厳しい家庭状況が明らかになっている。食料品や学用品の配布も奨学金も、平時から困窮子育て世帯に必要な支援であったものが、コロナ禍により切迫したニーズとして表出したといえるだろう。

一般的に貧困の問題はスティグマを伴うため、困窮する子育て世帯はSOSを出しづらい。コロナ禍においてさらに困窮し、支援につながるができない子育て世帯が増加している今、早急に支援ニーズをとらえ、行政や学校だけではなく地域全体で対応することが求められている。

Ⅱ 島根県における子どもの貧困とその対策

1. 「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果にみる子どもの貧困

ここではまず、島根県における子どもの貧困について、実態調査をもとに確認しよう。前述のとおり、2014年1月の子どもの貧困対策法の施行を受けて、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、全国の都道府県では子どもの生活に関する実態調査を実施することが義務付けられた。島根県でも、2019年9月に全県の小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者を対象に、「島根県子どもの生活に関する実態調査」が実施された^(*)2)。

この調査は学校を通じて島根県内のすべての対象世帯へ配布され、子ども票・保護者票それぞれに回答してもらい世帯ごとに回収する形式で実施されている。親子のマッチングができた有効回答数はそれぞれ小学5年生4,573(回収率78.6%)、中学2年生4,045(70.4%)、高校2年生3,863(59.4%)である。

本調査において、子どもの生活における「生活困難」を次の3つの要素から定義している。
 ①低所得(年間収入が200万円以下)、②家計の逼迫(経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち1つ以上に該当する)、③子どもの体験や所有物の欠如(子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上該当する)である⁽³⁾。子どもの相対的貧困率を測定するためには所得データが一般的に用いられるが、所得だけでは生活の困窮度合いが精確に測定できないことが指摘されている(阿部 2018)。そのため、本調査では「生活困難」層を特定するための要素として全国の生活実態調査⁽⁴⁾においても使用されている物質的剥奪指標が用いられている。

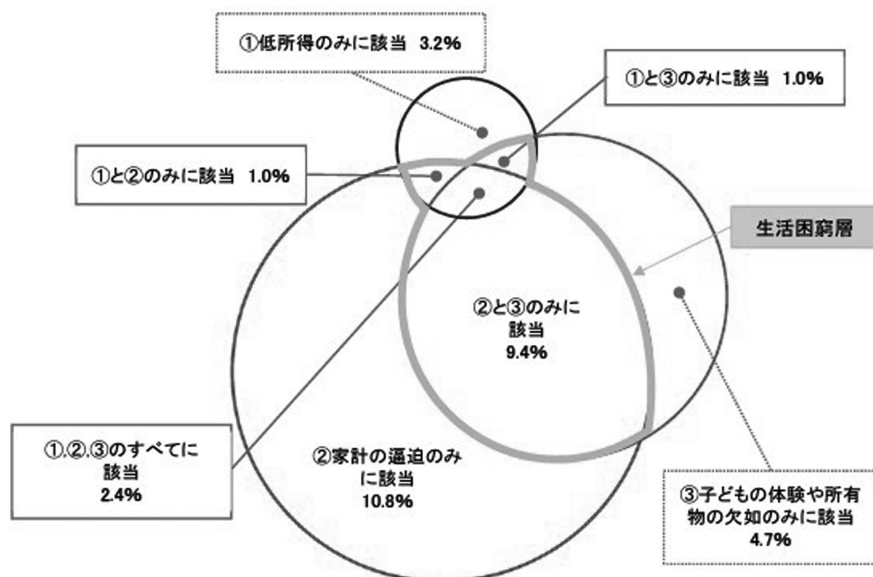


図1. 生活困難層を構成する三要素
 「島根県子どもの生活に関する実態調査」報告書10頁より

本調査では、この3つの要素のうち2つ以上の要素に該当する世帯を「生活困窮層」、いずれか1つの要素に該当する世帯を「周辺層」とし、生活困窮層と周辺層を合わせて「生活困難層」と定義した。いずれの要素にも該当しない世帯は「非生活困難層」とされる。

島根県内の生活困難層の状況を見てみると、回答者全体で生活困窮層は1,176世帯(13.7%)、周辺層は1,605世帯(18.7%)であり、2つを合わせた生活困難層は2,781世帯(32.4%)であった。生活困難層を構成する3つの要素の中でも、「家計の逼迫」に該当する世帯が特に多く(図1)、小学生22.1%、中学生24.0%、高校生24.9%を占める。調査から、子どもの学年が上がるほど全体に占める生活困難層の割合が高くなっていることも明らかになった。

この調査からは、子どもの勉強の理解度や子どもの健康状態が生活困窮層ほど良くない状況にあることが明らかになった。たとえば、子どもに未治療の虫歯が「ある」と答えた保護者の割合は、小学生で困窮層15.7%、周辺層8.7%、非生活困難層4.5%、中学生で困窮層16.9%、周辺

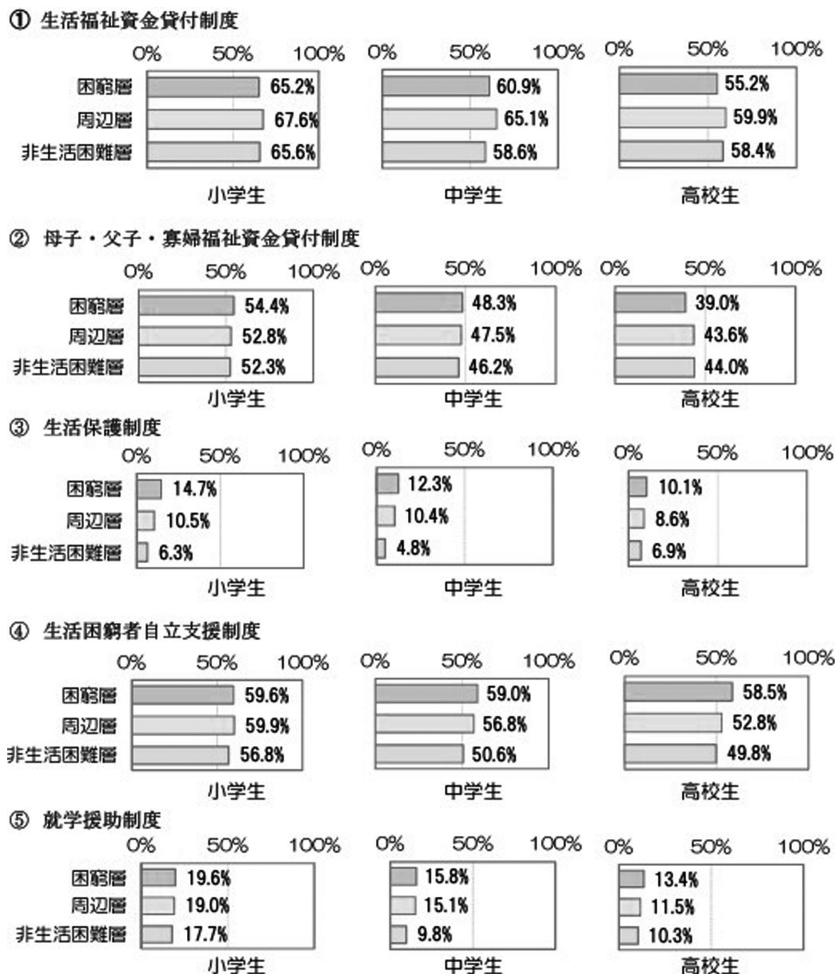


図2. それぞれの支援制度を「知らない」と回答した保護者の割合
「島根県子どもの生活に関する実態調査」報告書(概要版)20頁より

層9.6%、非生活困難層5.2%、高校生で困窮層16.2%、周辺層13.1%、非生活困難層8.5%であり、どの学年でも困窮層が最も多いことが明らかになった。さらに、困窮層ほど受診控えが顕著であり、小学生では困窮層の22.5%が「過去1年間に子どもを医療機関で受診させなかった経験があった」と回答し、非生活困難層では5.1%であった。受診させなかった理由のうち主なものは「多忙で医療機関に連れていく時間がなかった」というものであるが、自治体によっては医療費無償化制度がなくなる中学生以上になると「医療機関で自己負担金を払うことができないと思った」という回答も20%を超えており、経済的な理由が直接的にも間接的にも子どもの健康に影響していることが分かっている。

さらに、剥奪指標として設定されている「子どもの体験の機会」についても、困難層の子どもほど文化体験や野外活動などの機会がどの年代でも少ない。「1年に1回以上家族旅行に行く」に「ある」と答えた小学生の保護者の割合は、非生活困難層で71.4%に対し、周辺層で46.6%、生活困窮層で11.5%であった。

本調査において、県内には「生活困難層」が3割ほど存在し、子どもの勉強や健康状態にも違いがあることが明らかになったが、生活困難層へは公的支援やサービスがどの程度届いているのだろうか。同調査では、生活福祉資金貸付制度、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度、生活困窮者自立支援制度などの保護者による認知状況も明らかにしている。

図2から分かるように、生活福祉資金貸付制度、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度、生活困窮者自立支援制度はいずれの層においても認知度が低い。さらに生活保護制度や就学援助制度については、制度の対象となる可能性が高い生活困難層の方が、非生活困難層よりもむしろ制度を認知していない傾向にあることが読み取れる。就学援助制度とは、学校教育法の規定に基づき、経済的な理由で子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な親に対して、市町村が学用品費等を援助する制度である。この就学援助制度について、困窮層のうち小学生で19.6%、中学生で15.8%、高校生で13.4%の保護者が「知らない」と回答しており、いずれも非生活困難層と比べて割合が高い。

「島根県子どもの生活に関する実態調査」からは、ひとり親世帯や非正規就労で働く保護者が困窮層に多いこと、困窮層ほど情報にアクセスしづらい、相談につながりづらく孤立しやすい等、困窮層の置かれる状況の厳しさが明らかになった。調査が行われた2019年はコロナ禍の前年なので、コロナ禍を経て困窮層の状況はさらに悪化していることが予想される。

2. 島根県の子どもの貧困への対策

ここで、島根県では子どもの貧困にどんな対策が取られているかを確認したい。子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく法定計画として、島根県では子どもの貧困対策を推進するため「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定している。同計画は2015年3月に5年間の計画期間で第1期計画が策定され、2019年の法改正および前述の「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果を受けて見直しを行い、2020年度に第2期計画として改訂された^(※5)。

計画の中で、県内のひとり親世帯や就学援助世帯の状況がまとめられている。島根県内のひ

とり親世帯数は、2018年時点で8,477世帯（うち母子世帯は7,127）である。島根県のひとり親世帯の就業率は全国平均を大きく上回っており、母子世帯では94.7%（全国平均81.8%）、父子世帯では98.0%（全国平均85.4%）である。ところが特に母子世帯の年間収入は少なく、「100万円以上150万円未満」が最も多く20.2%、次いで「150万円以上200万円未満」が19.9%である。現在の暮らし向きについて、母子世帯においては「やや苦しい」「大変苦しい」と答えた世帯があわせて73.9%にのぼり^(＊6)、ひとり親世帯のほとんどが働いているにもかかわらず経済的に困窮している状態であることが分かる。

県内の就学援助制度の利用状況について、就学援助の対象となるのは「要保護」（生活保護の対象）と、市町村が独自の基準で認定する「準要保護」の二種類がある。2019年度は島根県内の小中学校合わせて要保護児童生徒数が324人、準要保護児童生徒数が7,847人で、合わせると8,171人（全児童生徒数の15.92%）、内訳は小学校児童5,292人（15.43%）、中学校生徒2,879人（16.91%）であった。2015年度の要保護・準要保護児童生徒数と比べると、要保護が382人から324人に減少しているのに対し、準要保護は7,459人から8,171人へと増加している。2019年度の実児童生徒数に対する就学援助率は14.66%であった。2019年度の全国の就学援助率の平均は、小中学校全体で14.53%、小学校13.73%、中学校16.24%である^(＊7)。

「島根県子どものセーフティネット推進計画」では、これらの状況と前項の子どもの生活実態調査の結果を受けて、島根県の子どもの貧困対策を「発見から保護・支援につなぐ体制の整備」「子どもの健全な成長に対する支援」「保護者等に対する支援」「子どもの居場所に対する支援」「子どもの学びに対する支援」「対策推進のための体制整備」という6つの基本方針に沿って進めていくことを定めている。計画の中では学校と各関係機関の連携が重要であること、また「子どもの居場所に対する支援」「子どもの学びに対する支援」では子育て世帯が孤立することを防ぐために地域での活動や民間団体との連携が必要なことも明記されている。

Ⅲ フードバンク利用世帯アンケートにみる島根県の子育て困窮世帯の現状と支援

本稿では、特に困窮状態にある子育て世帯がどのような困りごとを抱え、どのような支援を必要としているかを明らかにするため、島根県内で就学援助対象世帯への食糧支援を行っている民間のフードバンクの利用世帯を対象にアンケート調査を行った。

1. 調査と分析の方法

調査の対象は、「フードバンクしまねあったか元気便」の利用世帯である。フードバンクしまねは、島根県松江市内の小中学生がいる世帯を対象とし、学校の長期休暇期間中に食糧支援を行う特定非営利活動法人^(＊8)である。2018年に準備会を発足して活動を開始して以来、利用世帯は拡大し続けており、コロナ禍では緊急食糧支援なども行っている。フードバンクの利用者は、対象となる小中学校で就学援助制度を利用している世帯であり、約8割がひとり親世帯である。

アンケート調査は2022年3月～4月にかけて、フードバンクを利用する277世帯を対象に行った。フードバンクの食糧品発送時に調査票を同封し、回答を郵送により返送してもらった。

調査票の回収数は193件で、回収率は69.7%であった。なお、本調査は島根大学人間科学部研究倫理審査委員会の審査を経て承認されている（受付番号：220101）。

本稿では、記述統計とクロス集計分析を中心にアンケート結果を示し、KH-Coderを用いた自由記述分析を通して、島根県内で就学援助を利用している子育て世帯がコロナ禍を経てどのような困りごとを抱えており、現在具体的にどのような支援を必要としているかを明らかにする。

2. アンケート調査結果

2.1. 回答者の属性

本調査には193件の回答が得られた。回答者のうちほとんどが子どもの母親（93.8%）であり、次いで父親（4.7%）、祖父母と姉（それぞれ0.5%）という属性である。子どもの人数は1人（28.0%）、2人（38.3%）、3人（24.4%）、4人（5.7%）、5人（2.1%）、6人、7人、8人がそれぞれ0.5%であり、子どもが3人以上いる世帯は全体の33.7%であった。

①就労状況とコロナの影響

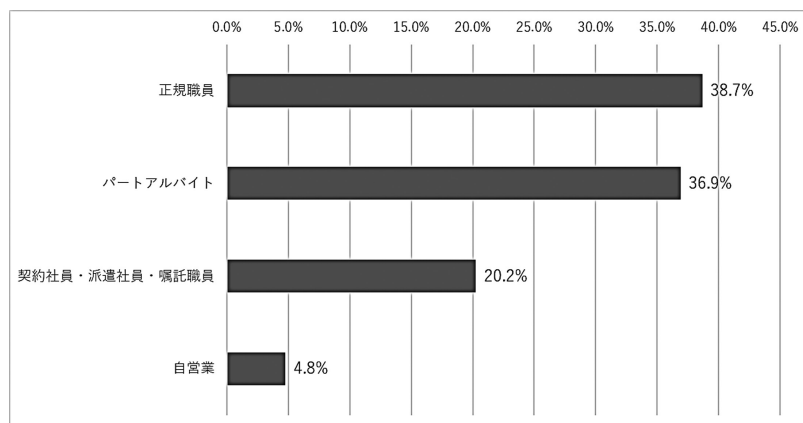


図3. 就労形態

回答者全体のうち働いている人は87.0%で、働いている168人のうち正規職員は38.7%、パート・アルバイトは36.9%、契約社員・派遣社員・嘱託職員は20.2%、自営業は4.8%であった（図3）。

収入に対するコロナの影響については、「影響なし」と答えた人が62.8%、「減少した」と答えた人が32.2%、「減少したが回復した」と答えた人が4.9%いる。直接的な収入への影響だけでも、対象世帯の3割以上の人たちがコロナ禍の影響を受けていることが分かる。

クロス集計の分析の結果、回答者の中でも正規職員以外（パート・アルバイト、契約社員・派遣社員・嘱託職員、自営業）の就業形態で働いている層が特に収入への影響を受けていることが明らかになった（表1）。

表1. コロナによる収入への影響と就労形態のクロス集計表

区分	人数	コロナによる収入の変化		
		影響なし	減少した	一時減少したが回復した
正職員	62	79.0%	14.5%	6.5%
パート・アルバイト	58	53.4%	39.7%	6.9%
契約社員・派遣社員・嘱託職員	31	71.0%	29.0%	0.0%
自営業	8	25.0%	75.0%	0.0%
無職	24	45.8%	50.0%	4.2%
合計	183	62.8%	32.2%	4.9%

先行研究でも明らかにされているように、パートなどの非正規で働く女性は特に、コロナによる影響を受けやすい。今回のアンケート調査でも、非正規就労や自営業のワーキングマザーが特に直接コロナ禍によって減収を経験していると考えられる。

②現在受給している手当など

現在受給している手当や制度などについては、児童手当91.7%、児童扶養手当71.0%、特別児童扶養手当7.8%、遺族老齢年金2.6%、障害年金3.6%、生活保護費9.8%、生活資金貸付制度4.1%という割合であった(図4)。フードバンクの利用世帯は約8割がひとり親世帯であり、児童扶養手当を受給している世帯が多い。

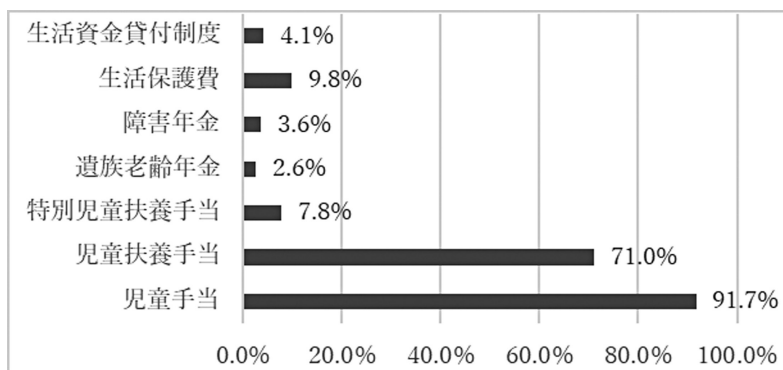


図4. 現在受給している手当

2.2. 困りごとや必要な支援

本調査では、「家庭の生活状況」「お子さんの普段の生活」「あなた(養育者)自身について」の項目に分けて、それぞれ困っていることや必要としている支援を尋ねた。

①家計の中で負担を大きく感じているもの

「家計に占める負担が大きいもの」として、選択肢から上位3つを選択して回答してもらう

形を取った。最も多いのが「食費・日用品費」(86.5%)、次に「水光熱費」(61.1%)、「家賃・住宅ローン」(37.3%)、「携帯など通信費」(28.0%)、「税金や健康保険・年金保険料」(15.5%)、「学校にかかるお金」(14.5%)、「学校以外の教育費」(14.0%)、「借金やローン」(12.4%)、「育児のためのお金」(11.9%)、「医療費」(4.7%)、「介護にかかる費用」(1.0%)となっている。

また、負担が大きいものの割合が小学生以下の子どもだけの家庭と中学生以上の子どもを含む家庭でどのように異なるか、クロス集計分析を行った(図5)。

家計に占める負担が大きいものの割合	割合(N=193)	子どもの年齢別割合	
		小学生以下のみ(N=64)	中学生以上を含む(N=129)
食費・日用品費	86.5%	87.5%	86.7%
水光熱費	61.1%	62.5%	60.9%
家賃・住宅ローン	37.3%	40.6%	35.9%
携帯など通信費	28.0%	29.7%	27.3%
税金や保険料	15.5%	18.8%	14.1%
学校にかかるお金	14.5%	4.7%	19.5%
学校以外の教育費	14.0%	14.1%	14.1%
借金やローン	12.4%	15.6%	10.9%
育児のためのお金	11.9%	15.6%	10.2%
医療費	4.7%	1.6%	6.3%
介護費用	1.0%	1.6%	0.8%

図5. 家計の負担に占める割合が大きいものと子どもの年齢のクロス集計表

クロス集計分析の結果、「学校に係るお金」が負担だと答えたのは、中学生以上の子どもがいる家庭においては19.5%で、小学生以下の子どものみがいる家庭では4.7%であった。有意水準1%で独立性の検定を行うと、中学生以上の子どもがいるかどうかと「学校にかかるお金」が負担であるかどうかについて関連が認められた($\chi^2(1) = 7.55, p = 0.006$)。年代問わず負担が大きいとされるのは「食費・日用品費」「水光熱費」「家賃・住宅ローン」であった。

②子どもについての困りごと

子どもについての困りごとの項目では、「子どもの障害(発達障害を含む)について困っている」「子育てや教育にかかる費用について不安がある」「子どもの栄養状態について心配なことがある」「子どもの学校での勉強について心配なことがある」「子育てと仕事の両立が難しい」「子どもと接する時間が取れないと感じることが多い」「子どもが学校に行きたがらないことが心配である」「子どものいじめ被害が心配である」のそれぞれの項目について、「当てはまる」「少し当てはまる」「あまり当てはまらない」「当てはまらない」のうち一つを選択してもらった。

それぞれの項目に対して「当てはまる」「少し当てはまる」を選択した人数と割合を見ると(図6)、子どもの教育にかかる費用(87.0%)、子どもの学校での勉強(68.4%)、子育てと仕事の両立(57.3%)、子どもと接する時間が取れない(58.3%)について不安や心配を抱える人がそれぞれ半数以上おり、特に勉強や教育についての不安が大きいことが分かる。

子どもについての困りごと	「当てはまる」「少し当てはまる」に該当	
	人数	割合(N=193)
教育にかかる費用	168	87.0%
子どもの学校での勉強	132	68.4%
子どもと接する時間が取れない	112	58.3%
子育てと仕事の両立	110	57.3%
子どもの栄養状態	78	40.4%
子どもの障害	52	26.9%
子どもが学校に行きたがらない	52	26.9%
子どものいじめ被害	37	19.2%

図6. 子どもについての困りごと

③養育者の気持ち

次に、回答者自身の気持ちについて、不安や孤独を感じているかどうかを尋ね、特に就労形態と不安や孤独の感じ方の関係性に注目した。「そわそわ落ち着かないことがある」という質問に対して「よくある」「時々ある」と回答した割合は43.5%、「小さなことでも気になってしまう」は67.4%、「眠れないことがある」は53.9%、「何をしても面倒だと感じる」は67.9%、「自分はまったくひとりぼっちだと感じる」は35.2%、「涙が止まらないときがある」は28.0%であった(図7)。これらの設問と、回答者の就労状況にどのような関連があるか、クロス集計分析を行った結果が図7である。

	よくある・時々あると答えた割合 (N=193)	よくある・時々あると答えた割合			検定結果
それぞれ落ち着かないことがある	43.5%	35.6%	44.2%	64.0%	*
		54.8%	75.8%	72.0%	
小さなことでも気になってしまう	67.4%	50.7%	52.6%	68.0%	
		63.0%	71.6%	68.0%	
眠れないことがある	53.9%	27.4%	38.9%	44.0%	
		16.4%	32.6%	44.0%	
何をしても面倒だと感じる	67.9%	27.4%	38.9%	44.0%	
		16.4%	32.6%	44.0%	
自分はまったくひとりぼっちだと感じる	35.2%	27.4%	38.9%	44.0%	
		16.4%	32.6%	44.0%	
涙が止まらないときがある	28.0%	16.4%	32.6%	44.0%	*
		正規・自営業 (N=73)	非正規 (N=95)	無職 (N=25)	

* 独立性のχ²検定の結果、p<0.05の水準で有意

図7. 回答者自身の気持ちと就労形態のクロス集計表

クロス集計分析の結果、「それぞれ落ち着かないことがある」という項目について、「よくある」「時々ある」と回答した割合は、正規職員と自営業が35.6%、非正規職員（パート・アルバイト、契約社員・派遣社員・嘱託職員）は44.2%、無職は64.0%だった。「小さなことでも気になる」では正規職員と自営業が54.8%、非正規職員は75.8%、無職は72.0%、「自分は全くひとりぼっちだと感じる」では正規職員と自営業が27.4%、非正規職員は38.9%、無職は44.0%、「涙が止まらないときがある」では正規職員と自営業が16.4%、非正規職員は32.6%、無職は44.0%という結果になった。また、各項目と就労形態で独立性の検定を行った。ただし、就労形態は「正規職員・自営業」「非正規」「無職」の3属性で、回答については「よくある・時々ある」「あまりない・まったくない」の2属性に集計した。有意水準5%で就労形態と「それぞれ落ち着かないことがある」($\chi^2(1)=6.14, p=0.046$)、「小さいことでも気になってしまう」($\chi^2(1)=8.56, p=0.014$)及び「涙が止まらない」($\chi^2(1)=9.03, p=0.011$)との関連が認められた。

全体的に、非正規職員として不安定な就労についている、及び働いていない回答者の方が、正規職員として働いている層よりも不安や孤独の感じ方が高い割合であることが明らかになった。

④子どものことを話せる相談相手

「お子さんのことで困っていることや悩んでいることがあったときに、相談する相手は誰ですか」という設問には、当てはまるものすべてを選択してもらった(図8)。

「自分の親」(48.7%)、「友人」(45.6%)、「職場の関係者」(29.0%)など、インフォーマルな関係で相談相手がいる人が多い一方で、公的な相談先である「市の相談員・保健師」(5.2%)や「スクールソーシャルワーカー」(1.0%)、「民生児童委員」(0.0%)は選択する人がほとんど、もしくは全くいない。学校の先生、医療関係者などは専門職として比較的相談相手になりやすいことが分かる。また8番目に多いのは「相談する人がいない」(7.8%)という選択肢であった。

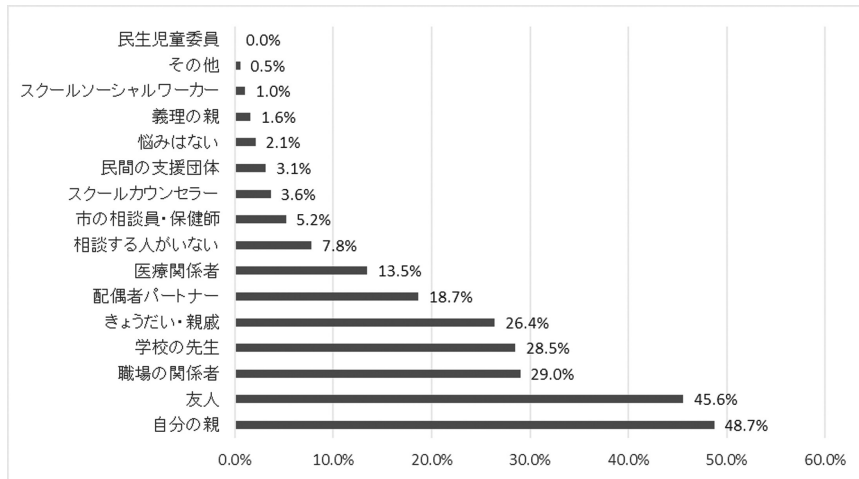


図 8. 相談する相手は誰か (複数回答)

⑤あつたら利用したい支援・サービス

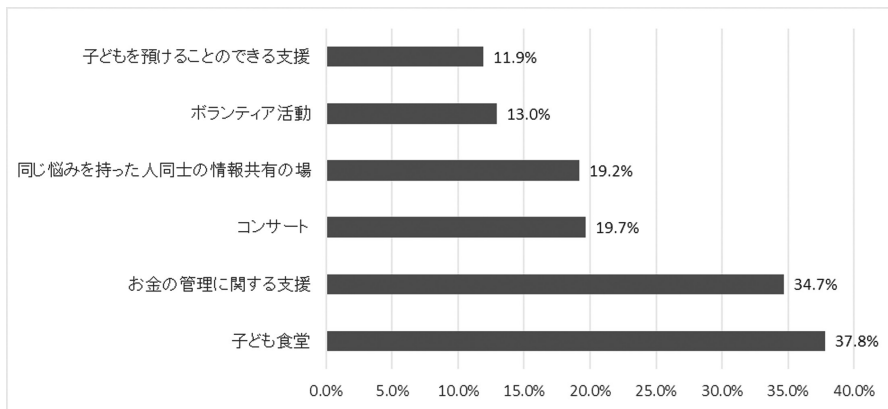


図 9. 現在必要な支援・参加してみたい活動 (複数回答)

「あなたが現在必要としている支援、あつたら参加してみたい活動はどのようなものですか」という設問では、必要な支援や参加したい活動をすべて選択してもらった。

「無料・安価で食事ができる子ども食堂」(37.8%)、「家計のやりくりやお金の管理に関する支援」(34.7%)、「子どもと一緒に参加できるコンサートなどのイベント」(19.7%)、「同じような悩みを持った人同士で知り合える情報交換の場」(19.2%)、「ボランティアなど、困っている人の助けになる活動」(13.0%)、「日中の数時間、息抜きのために子どもを預けることのできる支援」(11.9%)という回答であった(図9)。多くの世帯で、子ども食堂やお金の管理に関する支援のニーズがあることが分かる。

2.3. 自由記述の回答:「仕事」と「学習支援」に着目して

アンケート調査では、選択形式の質問に加え3つの自由記述項目(「その他、困っているこ

とや不安なことがあったら自由に書いてください」「あなたが必要だと思う支援やサービス・活動について、思いつくものを教えてください」「くらしや子育ての困りごとについて、ご意見があれば小さなことでもご自由にお書きください」を設定し、意見を自由に回答してもらった。これらの自由記述についてKH-Coder 3 (樋口 2014, 樋口ら 2022) による分析を行い、共起ネットワーク図を描いた。

ここでは、自由記述の中でも特に「仕事」「学習支援」という用語に着目して分析を行う。困窮世帯が、この二つの語に関する困りごとと支援ニーズを抱えていることが明らかになった。

(1) 特徴語の出現回数と記述内容

自由記述全体で、分析に使用した抽出語数は3,634語、異なり語数は1,241語である。分析する上で一般的すぎる語が入り込んでしまうことを避けるため、抽出される語の中から前処理で4つの言葉(「子ども」「人」「思う」「ありがとう」)を取り除いている。抽出語リストの中で上位に位置していた、10回以上出現する語のリストを表2に示した。「仕事」「学校」などのほかに、「不安」「心配」「助かる」など、感情を表す言葉が多く使われていることが分かる。

表2. 自由記述の抽出語リスト

順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数
1	仕事	29	19	今	15
2	不安	29	20	困る	15
3	学校	25	21	障害	14
4	行く	25	22	利用	14
5	時間	24	23	休み	13
6	支援	23	24	生活	13
7	助かる	23	25	お金	12
8	家庭	22	26	感謝	12
9	多い	21	27	手当	12
10	自分	18	28	出る	12
11	心配	18	29	本当に	12
12	働く	18	30	考える	11
13	元気	17	31	収入	11
14	子	17	32	大変	11
15	感じる	16	33	母子	11
16	親	16	34	学習支援	10
17	相談	16	35	子育て	10
18	家	15	36	必要	10

自由記述の中で最もよく使われた「仕事」という言葉がどのような文脈で使われているかを見てみると、子育てと仕事を両立するために葛藤する言葉が多く見られた。内容を変えず文脈が分かるように文面を編集したものを引用する。

- A) 「平日休みで土日祝は仕事のため、子どもとの時間が取れない。休みを減らして働くと収入が多くなり手当が減額される。」
- B) 「1人で育てているので毎日の生活と子育てと仕事でいっぱい입니다。学校のPTAや地区の役員が回ってきたときは、泣いている子どもを置いて夜の役員会に出なければならず…。」
- C) 「学校や学童の休校の日の対応に困っています。仕事を休まなくてはいけなくなり、職を失う不安が大きくなります。」
- D) 「仕事の帰りが遅く、家事もなかなかできないことがある。平日は食事も満足につくってやれないことも多い。」

関連語として「働く」という単語で自由記述を分析すると、「正社員で働くとき子どもとの時間が減り、寂しい思いをさせるのではないか。」など、子どもとの時間を削って仕事をしている中で、余裕がない親の状況が見えてくる。

同じように「不安」という言葉が使われる文脈を見てみると、金銭面の不安、将来への不安が記述されている。

- E) 「高校に入る時にどうなっているのか、私立の予算はないし…。この先が不安です。」
- F) 「自分が病気や事故で働くことができなくなったらどうなるのか考えることがよくある。子どもたちの進学や将来を考えると不安に思う。」
- G) 「進学するとなった時、金銭面での不安が大きい。その際、相談できる所があるといい。」
- D) 「子どもと接する時間が少なく、子どもの心の成長に影響が出ないか不安に感じる事があります。」

子どもの成長や進学について、多くの人が金銭的な不安を感じながら子育てをしていることが分かる。自由記述からは、ひとり親世帯で収入のために仕事を増やすと手当が減らされてしまうというジレンマがあることも分かった。

(2) 共起ネットワーク

自由記述の抽出語リスト(表2)を見ると、「学習支援」という言葉が上位にあり(出現回数10回)、アンケートの選択肢にはなかった支援として、学習支援の需要が大きいことが分かる。

ここで、回答者の中でもどのような世帯が学習支援を必要としているかを、自由記述の分析で確かめる。子どもの年齢と自由記述の内容の関係を見るために、KH-Coder 3上で「中学生以上の子どもの有無」を外部変数として設定し(中学生以上の子どものいる = 1、小学生以下の子どものみがいる = 0)、共起パターンの変化を探る共起ネットワークを作成した(図10)。この図では、円と円を結ぶ線の色が濃いほど外部変数の値が大きいケースで共起が起り、線の色が薄いほど、外部変数の値が小さいケースの回答で共起が多かったことを表している。

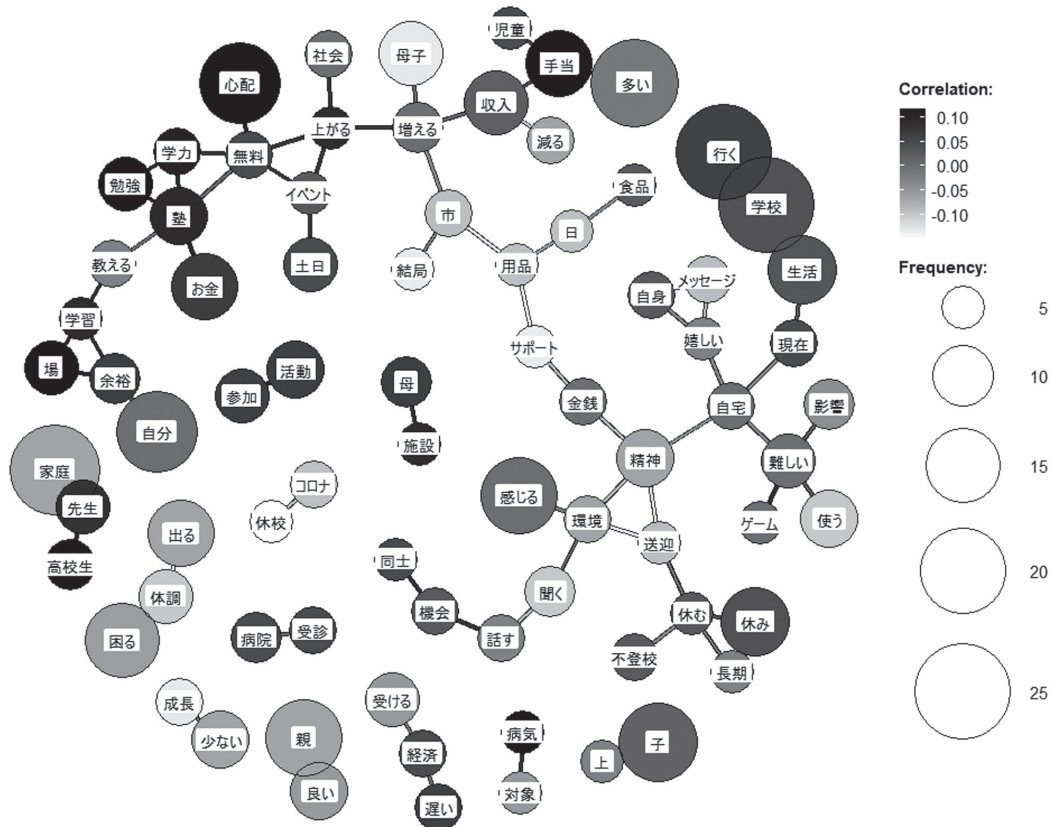


図10. 中学生の子どもの有無を外部変数とした共起ネットワーク

この図では、外部変数の値が高い家庭(中学生以上の子どもがいる家庭)ほど「勉強」「学力」「塾」「お金」「心配」「学習」「場」という言葉に相関が見られる。つまり、小学生のみの子どものいる家庭よりも中学生以上の子どもがいる回答者の方がこれらの言葉を一緒に使用する傾向が強い。つまり、中学生以上の子どもがいる家庭ほど、塾や勉強に対する心配が大きく、学習の場を必要としていることが分かる。

3. 考察

3.1. フードバンク利用世帯が抱える課題

①精神的負担と社会的孤立

先行研究から、ひとり親や非正規就労で子育てをしながら働く層は特にコロナ禍の影響を受けやすく、減収や失業など厳しい状況に置かれていることが指摘されていた(渡辺 2020、周 2020、蓑輪 2021)。本調査においても、対象となったフードバンク利用世帯にはひとり親が多く、回答者のうちパート・アルバイトや嘱託職員など、非正規就労についている人は57.1%いた。中でもコロナ禍によって減収した人たちが3割以上おり、コロナの影響を受けやすいハイリスクグループであると言える。

回答者自身については、半数以上が「眠れないことがある」(53.9%)と答え、3割の人は「自

分はまったくひとりぼっちだと感じる」(35.2%)、「涙が止まらないときがある」(28.0%)と回答している。そしてこの割合は、特に非正規などの不安定雇用で働く世帯ほど大きい。とりわけコロナによる休校・学級閉鎖の影響で、非正規雇用で働く母親たちが特に家計の逼迫を感じ、精神的に追い詰められていることが予想できる。また、7.8%の人がそういった悩みを「相談する相手がいない」と答えていることにも注目しなければならない。

調査結果からは、回答者が複数の課題を抱えていることが明らかになった。つまり、家計負担のこと、仕事が不安定であること、仕事と子育ての両立が困難であること、等である。こうした複合化した生活課題を抱える人が、精神的負担や孤独を感じていることが明らかとなった。

②子育て費用の不安とワークライフバランス

子どもについての困りごとでは、ほとんどの人が「子育てや教育にかかる費用について不安がある」(87.0%)と回答するとともに、「子育てと仕事の両立が難しい」(58.3%)「子どもと接する時間が取れないと感じることが多い」(57.3%)と、子どもと関わる時間が足りないことを訴える回答が多く見られた。子どもの教育費の心配が将来への不安につながっており、子どもの将来のために一生懸命仕事をすることで子どもとの時間を取れないジレンマがあることが分かる。

「仕事」に関係する自由記述の分析を見てみると、仕事が増えることで子どもと話す時間だけでなく、子どもの学校や日中の活動に関わる時間がとれず葛藤を抱えている状況が見てとれる。葛藤の中には、仕事をしなければ収入が増えないが、収入が増えると手当(生活保護費・児童扶養手当等)が減ってしまうという矛盾によるものもある。

「島根県子どもの生活実態調査」では、困窮層の中に「支援制度につながらない」層がいることが示されているが、仕事や子育て、家事などに追われて、子どもや学校に関わる時間が少ない回答者たちには、もちろん自分の悩みを誰かに相談するための時間をつくることは困難だろう。支援を提供する側が「相談してもらおう」ことを待つ体制ではなく、困っている層に積極的に働きかけるような支援アプローチが必要であることは疑いがない。経済的な負担の軽減策と同時に、子育て中の親の心理的負担を軽減するようなソフト面でのサービス拡充が求められる。

3. 2. 必要な支援やサービス

①子ども食堂と地域での居場所づくり

それでは具体的にどのような支援が必要とされているだろうか。「現在必要な支援や参加してみたい活動」の設問の中では、多くの世帯で「子ども食堂」のニーズがあることが明らかになった。ここで子ども食堂に求められているのは、食事の提供による経済的な負担の軽減ではないだろう。回答者の多くが経済的な不安を感じているが、それと密接に関連して精神的負担感や孤立感を抱いている人が多い。子ども食堂に代表されるような地域の居場所で、子育ての不安を相談することができるような関係性をつくる支援が必要とされている。

島根県の子ども食堂はコロナ禍でなかなか広がらず、2020年11月時点では18カ所と全国で最も少ない箇所数であった。ところが、第2期「島根県子どものセーフティネット推進計画」の中では、子どもの居場所をつくる支援は大きな6つの柱のうちのひとつと位置付けられ、子ども食堂の取り組みは特に推進されるようになった。そして、2022年8月時点で子ども食堂の数は53カ所まで増加している。2021年度には島根県の子ども食堂サポート事業の一環として「しまね子ども食堂ネットワーク」が作られ、県内の食堂27団体が加入している(2022年9月現在)。しかし、たとえ子ども食堂が増えてきているとしても、自分の住む地域にアクセスしやすく、ちょうど自分たちのニーズに合う子ども食堂(曜日や時間帯など)がなければ、なかなか利用につながらない。悩みを相談して人間関係を築くことができるような居場所を資源としてたくさん準備すること、学校などを通じたアウトリーチ活動を通してそういった居場所を必要な層に届けることが、具体的に求められる支援であろう。

②中学生以上の子どもを持つ家庭の支援ニーズ

子どもの年齢別に困りごとや必要な支援を分析してみると、特に中学生以上の子どもがいる家庭で学習支援のニーズが高いことが明らかになった。自由記述の分析から、中学生以上の子どもがいる家庭では「勉強」「塾」「学習」などの言葉が「心配」「不安」「お金」と結びついて多く見られた。自由記述の中で使われていた「不安」という言葉も、子どもの進学にかかる費用や塾、学習と結びついて出現していることが分かっている。

子どもへの学習支援については、生活困窮者自立支援制度に「子どもの学習・生活支援事業」が位置づけられている。埼玉県のアスポーツ事業に代表されるように、民間の支援団体が事業を展開するところも多い。島根県内では松江市や大田市で実績があるが、限られた市町村しか実施していない上に対象世帯は限定されており、多くの家庭のニーズに応えるものではない。一方で、地域での学習支援や「寺子屋」などの取り組みも増えてきているが、小学生を対象とするものが多い。中高生など、高年齢の子どもを対象とした無料の学習支援がより広く利用できるようにする必要がある。

中学生以上の子どもがいる家庭では、調査結果から学校にかかる費用負担がより大きいことが明らかとなった。制服・学校指定の学用品や靴、部活にかかる費用などが増加するため、家計の中で「学校にかかるお金」の負担感も中学生以上の子どもがいる家庭でより大きくなっている。また、多くの自治体では子どもへの医療費助成制度があり、松江市の場合は小学生の間は通院・入院・薬局等での自己負担金が0円となる。しかし中学生になると医療費助成はなくなり、医療保険の自己負担分を負担しなくてはならない。子どもが大きくなると、成長した分食費や生活費・学用品などで支出が増えるにも拘わらず、医療費助成も打ち切られてしまう。中学・高校生の子どものたちの支出の大きさを鑑み、高年齢の子どもたちこそより手厚い経済的な支援が必要となるのではないだろうか。そして、必要な支援の中でも「家計のやりくりなど、お金の管理に関する支援」のニーズが高かった。学校や子育てにかかる支出を軽減する仕組みを整えると同時に、家計改善支援事業のような家計管理のサポートが効果的であろう。

おわりに

本稿では、島根県におけるフードバンク利用世帯を対象に行ったアンケート調査をもとに、コロナ禍を経て現在子育て世帯がどのような困難を抱え、どのような支援を必要としているかを明らかにしてきた。また、子育て世帯の困窮に対して島根県では具体的にどんな支援やサービスを提供することが可能か、支援方策を検討した。

アンケート結果からは、ひとり親や非正規就労の多いフードバンク利用世帯がコロナ禍を経て、厳しい家計状況にあることが示された。家計の負担となっているのは、上位から「食費・日用品費」「水光熱費」「家賃・住宅ローン」であり、子育て費用の負担を感じる以前に日常生活の維持において困窮していると言える。まず支援として、基本的な生活を維持するための経済的負担の軽減が必要である。その上で、学用品や部活動など学校にかかる経費、習い事や受験準備費用などへの支援を加えることが求められるのではないだろうか。

さらに、自由記述でも多くの回答者が子どもの将来に対する金銭面、費用面の「不安」「心配」を示したが、これは文字通り経済的な不安のみを意味しない。経済的な不安を抱える子育て世帯は、同時に子育てをする上での大きな精神的負担や孤立感を示している。また、仕事と子育ての両立に不安を抱いている。今後は、貧困という問題が精神面での健康を蝕む大きな要因であることを前提とし、子育て世帯の精神的負担を軽減するような支援策を生み出すことが急務である。そのためには、子育て世帯を適切な相談につなぐことができるよう、アウトリーチを中心としたニーズの把握と支援の提供が必要となるだろう。

また、「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果からも示唆されているように、所得以外の指標で生活困難層を測定すると、現在就学援助制度や生活保護などの利用につながっている人たちよりもさらに多くの困窮世帯があることが予想される。本稿で分析したアンケート結果が示すのは、島根県内でも松江市の一部の状態であるため、より広範囲で、支援につながっていない人々へのニーズを探る調査も必要になるだろう。他の自治体も含め、より多くの子育て世帯を調査対象として必要な支援を明らかにすることを今後の研究課題としたい。

【付記】

貴重なお時間を割いてアンケート調査にご回答いただいた皆さま、調査に全面的にご協力・ご支援いただいた「フードバンクしまねあったか元気便」の皆さまに、心よりお礼を申し上げます。また、調査票の作成にあたって多くのアドバイスをいただいた島根大学法文学部の片岡佳美教授に感謝いたします。

本研究は、令和4年度戦略的機能強化推進経費事業「子ども・若者の孤立・貧困問題への文理融合アプローチ」の研究成果である。

【註】

- (1) 内閣府「令和2年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」より(最終閲覧日 2022年9月26日) <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/index.html>
- (2) 島根県子どもの生活に関する実態調査結果について、島根県ホームページより(最終閲覧日 2022年

9月26日) <https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/kodomo/kodomonohinkon/jittaityousakekka.html>

- (3) 「家計の逼迫」と定義されるのは、保護者票において過去1年間に経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの滞納があったか、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合である。

「子どもの体験や所有物の欠如」に当てはまると定義されるのは、保護者票において以下の全15項目のうち3つ以上が該当する場合である。15項目とは、過去1年間に、「海水浴に行く」、「博物館・科学館・美術館などに行く」、「スポーツ観戦や劇場に行く」、「キャンプやバーベキューに行く」、「遊園地やテーマパークに行く」、「毎月おこづかいを渡す」、「毎年新しい洋服・靴を買う」、「習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる」、「学習塾に通わせる」、「お誕生日のお祝いをする」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」ことが「経済的にできない」、または「子供の年齢に合った本」「子供用のスポーツ用品・おもちゃ」「子供が自宅で宿題(勉強)ができる場所」が「経済的理由のために世帯にない」である。

- (4) 大阪府子どもの生活に関する実態調査(平成28年度)(最終閲覧日 2022年9月26日) <https://www.pref.osaka.lg.jp/kosodatehshien/kodomo/index.html>、広島県子供の生活に関する実態調査結果について(最終閲覧日 2022年9月23日) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/jittaityousakekka.html>
- (5) 島根県子どものセーフティネット推進計画(令和3年3月)(最終閲覧日 2022年9月26日) https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/kodomo/kodomonohinkon/kodomo_safetynet_plan.html
- (6) 島根県ひとり親家庭等実態調査(平成30年度)(最終閲覧日 2022年9月26日) <https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/seido/sukusuku-plan.data/document5.pdf>
- (7) 文部科学省 就学援助等実施状況調査(最終閲覧日 2022年9月26日) https://www.mext.go.jp/content/20211216-mxt_shuukyo03-000018788_01.PDF
- (8) アンケート調査実施時は任意団体であったが、2022年7月より「特定非営利活動法人 フードバンクしまねあったか元気便」となった。

【参考文献】

- 阿部彩(2018)『日本版子どもの剥奪指標の開発』首都大学東京子ども・若者貧困研究センター
- 阿部彩、梶原豪人、川口遼(2021)「子どもの医療費助成制度の受診抑制に対する影響—大規模自治体データをを用いた実証研究—」『医療と社会』31(2), 308-318.
- 岩田正美(2017)『貧困の戦後史』筑摩書房
- 沖縄県子ども総合研究所編(2017)『沖縄子どもの貧困白書』かもがわ出版
- 周燕飛(2020)「コロナ禍の格差拡大と困窮者支援」『貧困研究』Vol.25, 4-13.
- 末富芳・桜井啓太(2021)『子育て罰』光文社新書
- 奥山千鶴子(2021)「子育て家庭を孤立させないために」『月刊ガバナンス』No.247, 20-22.
- 内閣府(2021)『令和3年子供の生活状況調査の分析報告書』
- 樋口耕一(2014)『社会調査のための計量テキスト分析』ナカニシヤ出版
- 樋口耕一・中村康則・周景龍(2022)『動かして学ぶ! はじめてのテキストマイニング』ナカニシヤ出版
- 松本伊智朗 編『シリーズ子どもの貧困1 生まれ、育つ基盤』明石書店

蓑輪明子(2021)「非正規雇用で働く女性の生活困窮」『都市問題』112, 19-24.

山野則子(2018)『学校プラットフォーム』有斐閣

山野則子(2022)「コロナ禍における子ども家庭をめぐる生活実態とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』47(4), 293-305.

渡辺由美子(2020)「子ども支援・学習支援の活動から」『貧困研究』Vol.25, 57-72.

A Study on Child-rearing Household Support Needs: A Questionnaire Survey of Households Using Food Banks in Shimane Prefecture

SATO Momoko^{*1}, SETO Kazuki^{*2}, KUROIWA Daishi^{*2},
KAGAWA Mitsuhiro^{*1}, WAKE Rei^{*1}, ADACHI Takako^{*1},
SEKI Kohei^{*3}, FUJIMOTO Haruhisa^{*3}, MIYAMOTO Kyoko^{*3}

(*1 Faculty of Human Sciences, Shimane University)

(*2 Education and Research Center for Mathematical and Data Science,
Shimane University)

(*3 Faculty of Law and Literature, Shimane University)

[A b s t r a c t]

This study aims to investigate and identify various difficulties impoverished child-rearing households experienced post-COVID-19, using data from a questionnaire survey conducted on households using food banks in Shimane prefecture. Additionally, the survey examined specific support and services that could be offered to impoverished child-rearing households. Survey results revealed that the respondents were facing multiple life issues, such as household financial burdens, job insecurity, and difficulties in balancing work and child rearing. They also felt mentally burdened and isolated. In particular, families with children in junior high school and above experienced heavy financial burden due to school and education costs and had high needs for education support. Other necessary support measures include financial burden reduction measures and promoting childcare support, such as community dining (kodomo shokudou) to support building relationship among child-rearing households and the community.

Keywords: Child poverty, Person in Need, Childcare Support, Single Parent Household, Community Dining